

令和2年（2020年）2月28日

熊本県教育委員会

県立学校の臨時休業（休校）に係る当面の方針について

- ・昨日、安倍総理が、全国のすべての小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業を要請する考えを表明されました。
- ・これを受けて、感染者が発生している本県の教育委員会としては、すべての県立中学校・高等学校・特別支援学校について、当分の間、3月2日から3月15日まで臨時休業とし、今後の状況を踏まえ、春休みまでの延長を検討します。
- ・この間、今回の急な休業により、家庭での対応の調整がつかない障がいのある児童生徒や、進路・進級等に関して特別な指導が必要な児童生徒等に対しては、個別に必要な対応を行います。
- ・なお、県立学校の入学者選抜及び卒業式については、現在の方針どおり実施することとします。
- ・また、市町村教育委員会に対して、同様の措置を講じるよう、要請いたします。
- ・ただし、共働き世帯やひとり親世帯等で仕事との両立の調整がつかないなどの児童に対しては、国の施策等を踏まえ、県の関係部局や市町村、関係機関と連携して取り組んでまいります。